

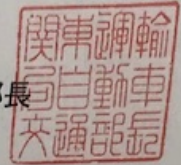


関自旅一第1199号

平成29年12月13日

株式会社■■■■■■■■■■ 代表者 殿

関東運輸局自動車交通部長



一般貸切旅客自動車運送事業許可の更新申請時期のお知らせ（重要）

平素より国土交通行政にご理解ご協力を賜りまして、ありがとうございます。
昨年12月に道路運送法が改正され、本年4月1日より、一般貸切旅客自動車運送事業においては、事業許可の更新制度を導入されております。これにより、一般貸切旅客自動車運送事業者は、5年ごとに事業許可の更新を受けなければ、当該許可は失効することとなります（貸切バス事業を経営できなくなります。）。

貴社が経営する一般貸切旅客自動車運送事業許可の有効期間満了日は、下記のとおりですので、有効期間満了後も事業を継続する場合は、平成30年8月1日から平成30年8月31日までの間に「一般貸切旅客自動車運送事業更新許可申請書」をご提出願います。

記

有効期間満了日：平成30年10月10日

【申請書の提出先】

関東運輸局東京運輸支局輸送担当

※詳細な申請方法は、以下の連絡先までお問い合わせください。

【連絡先】 関東運輸局東京運輸支局輸送担当

TEL：03-3458-9233

※ なお、更新許可申請書及び安全投資計画並びに収支見積書の様式は、関東運輸局のホームページに掲載しておりますので、ダウンロードしてご利用ください。